

■（仮称）四番町公共施設概要

【用途】	図書館、保育園、児童館、集会室、区営住宅、職員住宅、駐車場				
【規模】	地上12階・地下1階				
【敷地面積】	3,292.09㎡	【建築面積】	2,127.10㎡	【延床面積】	12,107.05㎡
【構造】	基礎免震、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造				
【工期】	令和2年3月13日～令和8年8月14日				

■外観パース

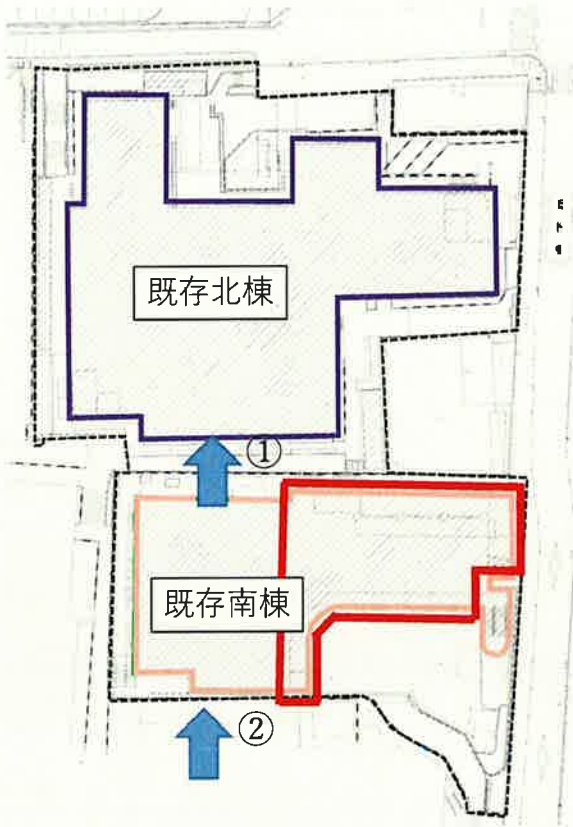


■変更項目及び金額

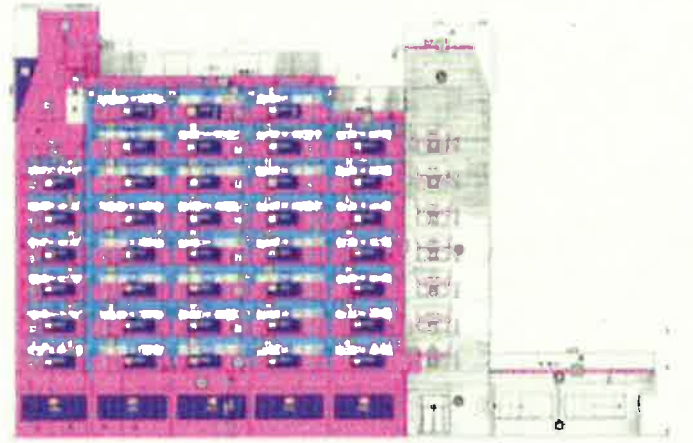
【建築工事】		
①	入居者の転居時期の延伸関連及びアスベスト除去追加工事に伴う工期延長並びに諸経費	331,291,640
②	アスベスト除去追加工事	575,508,360
③	感染拡大防止対策	2,373,211
	合計	909,173,212
	消費税	90,917,321
【電気設備工事】		
	建築工事の契約変更に伴う工期延長及び諸経費	31,120,000
	消費税	3,112,000
【空調設備工事】		
	建築工事の契約変更に伴う工期延長及び諸経費	32,270,000
	消費税	3,227,000
【給排水衛生設備工事】		
	建築工事の契約変更に伴う工期延長及び諸経費	34,070,000
	消費税	3,407,000

(仮称) 四番町公共施設新築工事について

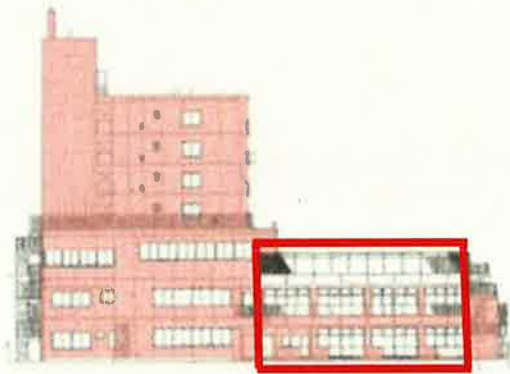
■解体建物に配置及び立面図



【配置図】

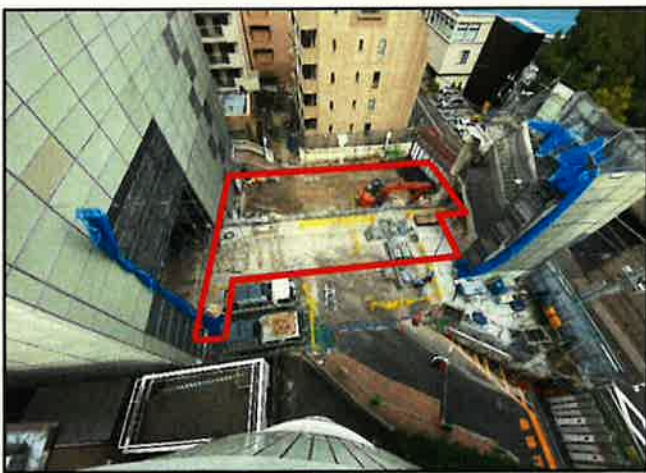


【①四番町図書館・区営四番町アパート・職員住宅（北棟）立面図】



【②四番町併設庁舎（南棟）立面図】

■現場の状況



【南棟の状況】
低層階の地上階解体



【北棟の状況】
仮囲い設置

■アスベスト除去



【南棟低層部外壁石綿除去前】



【南棟低層部外壁石綿除去後】



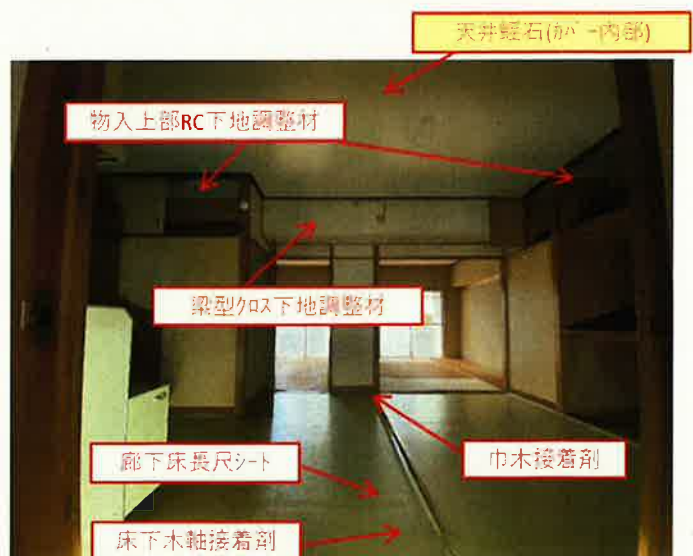
【南棟 B1 階外壁石綿除去前】



【南棟 B1 階外壁石綿除去後】



【外壁仕上塗材石綿除去作業状況】



【区営四番町アパート住戸内 石綿含有建材(例)】

☐ : 当初設計から見込んでいたもの

大気汚染防止法の改正の概要

改正概要

建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策が一層強化されました。

<石綿含有建材の種類>

吹付け石綿(レベル1)



石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)



その他の石綿含有建材(成形板等)(レベル3)



現状・課題

主な改正事項

<課題1>

規制対象となっていない石綿含有成形板等(レベル3)の不適切な除去により石綿が飛散

<規制対象>

全ての石綿含有建材に拡大
(現状の規制対象の除去作業(約2万件)の5~20倍増)

【工事の流れ】

事前調査

・石綿含有建材の使用の有無を調査・調査結果を発注者に説明

<課題2>

▼不適切な事前調査による石綿含有建材の見落とし

とし
(見落とされた現場の都道府県等による把握が困難)

- 一定規模以上等の建築物等について **石綿含有建材の有無にかかわらず調査結果の都道府県等への報告の義務付け**
※ 環境省と厚生労働省が連携し電子システムによるコネクテッド・ワンストップ化。制度開始時より運用。
- **調査方法を法定化**
※ 必要な知識を有する者による書面調査、現地調査等
- **調査に関する記録の作成・保存の義務付け**

レベル1・2あり

レベル1・2なし

届出

・作業内容を都道府県等に届出

解体等工事

石綿含有建材の除去等作業

(特定粉じん排出等作業)

・作業基準の遵守義務
→作業基準適合命令等
→命令違反への罰則

※レベル3については、相対的に飛散性が低いこと、除去等作業の件数が膨大となり都道府県等の負担を考慮する必要があることから、届出対象とはせず、作業基準等の規制の対象とする。

<課題3>

▼短期間の工事の場合、**命令を行う前に工事が終わってしまう**

- **隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業を行った場合等の直接罰の創設**
- **下請負人を作業基準遵守義務の対象に追加**

<課題4>

▼不適切な作業による石綿含有建材の取り残し

- **作業結果の発注者への報告の義務付け**
- **作業記録の作成・保存の義務付け**
※ 必要な知識を有する者による作業終了の確認



隔離措置の様子



吹付け石綿の除去作業の様子

- 都道府県等による立入検査の対象を拡大
- 災害時に備え、国や都道府県等は建築物等の所有者等による建築物等への石綿含有建材の使用の有無の把握を後押しすること等に努める。

※ 改正法の施行期日 (公布日: 令和2年6月5日)

- ・下記以外の規定: 令和3年4月1日
- ・調査結果の報告: 令和4年4月1日

(仮称) 四番町公共施設新築工事請負契約の一部変更について

1. 経過

年月	30年度 3月	31・元年度 3月	令和2年度 8月 9月	令和3年度 12月	令和4・ 5年度	令和6年度 10月 3月	令和7 年度	令和8年度 8月
当初	当初予算	契約議案 着工				完了予定		
第1回 変更			契約変更(第1回) 専決報告			完了予定		
第2回 変更				契約変更議案(第2回)			完了予定	

2. 契約日 令和2年3月12日
3. 契約の相手方 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
大成・本間組建設共同企業体
代表者 大成建設株式会社 東京支店
常務執行役員支店長 奥畑 浩一郎

此部 夏は20%やめ下す
今、日程調整中

4. 契約見込金額
- | | | |
|-----|----------------|----------------|
| 当初 | 6,556,000,000円 | |
| 第1回 | 6,656,221,000円 | (令和2年8月5日変更専決) |
| 増減額 | 100,221,000円 | 1.5%増 |
| 第2回 | 7,656,311,533円 | (令和3年四定) |
| 増減額 | 1,000,090,533円 | 15.0%増 |

5. 変更内容

- ①区営四番町アパート入居者の退去時期の延伸関連(9か月)、アスベスト除去追加工事(7.5か月)に伴う工期延長及び諸経費の増額
- ②アスベスト除去追加工事に伴う直接工事費の増額
- ③感染拡大防止対策に伴う費用の増額

6. 契約期間

- 当初 契約締結日の翌日～令和6年10月31日
- 第1回 契約締結日の翌日～令和7年3月31日
- 第2回 契約締結日の翌日～令和8年8月14日

(仮称) 四番町公共施設新築電気設備工事請負契約の一部変更について

1. 経過

年 月	30年度	31・元年度	令和2年度		令和3年度	令和4・ 5年度	令和6年度	令和7	令和8年度
	3月	3月	8月	9月	12月		10月	3月 年度	8月
当初	当初予算	契約議案 着工					完了予定		
第1回 変更			契約変更(第1回)	専決報告			完了予定		
第2回 変更					契約変更議案(第2回)			完了予定	

2. 契約日 令和2年3月12日

3. 契約の相手方 東京都千代田区二番町3番地13
サンテック・千陽建設共同企業体
代表者 株式会社サンテック
代表取締役 八幡 欣也

4. 契約見込金額

当初	668,087,200円	
第1回	674,410,000円	(令和2年8月5日変更専決)
増減額	6,322,800円	0.9%増
第2回	708,642,000円	(令和3年四定)
増減額	34,232,000円	5.1%増

5. 変更内容
建築工事の契約変更に伴う工期延長及び諸経費の増額

6. 契約期間

当初	契約締結日の翌日～令和6年10月31日
第1回	契約締結日の翌日～令和7年3月31日
第2回	契約締結日の翌日～令和8年8月14日

(仮称) 四番町公共施設新築空調設備工事請負契約の一部変更について

1. 経過

年 月	30年度	31・元年度	令和2年度		令和3年度	令和4・ 5年度	令和6年度	令和7 年度	令和8年度
	3月	3月	8月	9月	12月		10月	3月	8月
当初	当初予算	契約議案 着工					完了予定		
第1回 変更			契約変更(第1回)	専決報告			完了予定		
第2回 変更					契約変更議案(第2回)			完了予定	

2. 契約日 令和2年3月12日

3. 契約の相手方 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
一工・丹野建設共同企業体
代表者 第一工業株式会社
代表取締役 篠原 直男

4. 契約見込金額

当初	514,800,000円	
第1回	520,751,000円	(令和2年8月5日変更専決)
増減額	5,951,000円	1.2%増
第2回	556,248,000円	(令和3年四定)
増減額	35,497,000円	6.8%増

5. 変更内容
建築工事の契約変更に伴う工期延長及び諸経費の増額

6. 契約期間

当初	契約締結日の翌日～令和6年10月31日
第1回	契約締結日の翌日～令和7年3月31日
第2回	契約締結日の翌日～令和8年8月14日

(仮称) 四番町公共施設新築給排水衛生設備工事請負契約の一部変更について

1. 経過

年月	30年度	31・元年度	令和2年度	令和3年度	令和4・	令和6年度	令和7	令和8年度
	3月	3月	8月 9月	12月	5年度	10月 3月	年度	8月
当初	当初予算	契約議案 着工				完了予定		
第1回 変更			契約変更(第1回) 専決報告			完了予定		
第2回 変更				契約変更議案(第2回)			完了予定	完了予定

2. 契約日

令和2年3月12日

3. 契約の相手方

東京都千代田区麴町一丁目3番地

金澤・武蔵野建設共同企業体

代表者 金澤工業株式会社 東京支店
支店長 大場 範雄

4. 契約見込金額

当初	434,500,000円	
第1回	441,595,000円	(令和2年8月5日変更専決)
増減額	7,095,000円	1.6%増
第2回	<u>479,072,000円</u>	(令和3年四定)
増減額	<u>37,477,000円</u>	8.5%増

5. 変更内容

建築工事の契約変更に伴う工期延長及び諸経費の増額

6. 契約期間

当初 契約締結日の翌日～令和6年10月31日

第1回 契約締結日の翌日～令和7年3月31日

第2回 契約締結日の翌日～令和8年8月14日